提出書類確認シート＜経営開始承認申請書＞

氏名：

No.	書類名	チェック事項	申請者	担当者	備考
1	承認申請書	・「地域計画の目標地図への位置づけ」「交付期間」は記入したか（※分からない場合は担当者へ確認） ・（研修中に）就農準備資金を受給していた場合、交付期間を記入したか ・市税の納付・納入状況についての確認同意に☑したか ・暴力団排除に関する誓約に☑したか	□	□	
2	給付要件チェックリスト	・全ての項目について、「〇」または「－」になっているか （該当なしの場合は、「－」になります） ※「×」がある場合、交付金を受けられない可能性があります	□	□	
3	青年等就農計画認定書・変更認定書	・提出不要（市で控えがあるため）		□	
4	青年等就農計画認定申請書・変更申請書	・提出不要（市で控えがあるため）		□	
5	通帳	・口座名義人のページの写しをとったか ・農業用の通帳全ての写しをとったか（経営開始～現在） ・帳簿との整合性（取引日、金額）はとれているか	□	□	
6	帳簿	・作成していない場合は、提出不要（ただし、**受給開始後の就農状況報告では作成・提出が必要**） ・日々の取引が正確に記帳されているか（仕訳帳など）※月毎では×	□	□	
7	貸付決定通知書（利用権設定通知書）・登記事項証明書	・耕作している全ての農地について、権利設定（農地の所有又は賃貸借等の権利を有している状況）が確認できるか （農地中間管理機構等で手続中の場合は、申請書を添付）	□	□	
8	機械・施設の領収書	・宛名は申請者本人の名前になっているか ・10万円以上の機械や施設について、就農後に購入した全ての写しをとったか ・領収書がない場合、納品書	□	□	
9	機械・施設の貸借契約書	・青年等就農計画の「3（2）事業計画」に記載された全ての貸借機械や施設について契約書を取り交わしたか （契約書の雛形は浜松市HPを参照）	□	□	
10	農地及び所有農業機械・施設一覧	・参考1、参考2の様式で作成されているか ・参考様式でない（任意様式）場合、参考1、参考2に示した項目が盛り込まれているか	□	□	

11	売上げ伝票	・氏名や農産物名、数量、金額などが記入されているか（納品書、精算書など） **・最も古い取引を2枚以上**写しをとったか（経営開始して間もなく出荷していない場合は提出不要）	□	□	
12	仕入れ伝票	・氏名や資材名、数量、金額などが記入されているか（領収書、納品書など） **・最も古い取引を2枚以上**写しをとったか	□	□	
13	身分証明書	・両面コピーしたか（裏面も必要） ・運転免許証がない場合、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど個人を証明するもの	□	□	
14	園芸施設共済等の加入を証する書類	・園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ提出 ・未加入の場合は必ず加入すること	□	□	
15	離職票	・原本を添付したか（会計検査のため交付対象期間中は返却不可） ・原本を紛失した場合、雇用保険受給状況証明を最寄りのハローワークで発行（浜松市HPを参照）	□	□	
16	確定申告書	・経営開始1年を経過している場合、提出が必要 **・税務署の受領印**が押されているか ・申告書の**全てのページの写し**をとったか	□	□	
17	所得証明書 （課税証明書）	・前年の世帯全員の所得証明書 ・所得がマイナスの場合、課税証明書 ・区役所、市民サービスセンターで交付（1枚350円） **※世帯所得の合計が600万円を超える場合、交付金を受けられません**	□	□	
18	就業証明書・卒業証明書・住民票	・親元就農（一部継承・全部継承）の場合、提出が必要 ・親元に従事していた期間が5年以内だと証明できるか **※5年以上の場合は、交付金を受けられません** **・親族から専従者給与をもらっていないか**	□	□	
19	家族経営協定書	・提出不要（市で控えがあるため）		□	
20	法人の登記事項証明書・定款	・新規就農者同士で法人を設立した場合、提出が必要 ・登記事項証明書や定款の役員に申請者氏名が記載されているか ・全ての役員が交付要件を満たした新規就農者か **※新規就農者以外の場合、交付金を受けられません**	□	□	
21	環境負荷低減のチェックシート	・チェックシートの各項目を読み、該当するすべての項目の「申請時（します）」欄の□にチェックをつけたか	□	□	※R6年度以降の新規交付対象者
22	農業経営人材育成研修プログラムの受講	・農業経営人材育成研修プログラム（中級コース・労務管理）をオンライン受講して、受講後に修了証書を保存し、提出	□	□	※R7年度以降の新規交付対象者

第１－１号様式（第５条関係）

経営開始資金承認申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

住　所
氏　名
（署名又は記名押印をしてください）
生年月日　　（　　歳）
電話番号
メールアドレス

このことについて、浜松市経営開始資金交付要綱第５条第１項に基づき経営開始資金の承認申請をします。

なお、受給に際しては新規就農者育成総合対策実施要綱並びに浜松市経営開始資金交付要綱の規定を遵守して農業経営に励むことを誓約し、規定により当該資金の交付を停止され、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することについて異議はありません。

１　「目標地図」への位置づけ等の状況

集落又は地域名				□ 位置づけられている　□ 位置づけられる見込み □ 農地中間管理機構から農地を借り受けている

２　交付期間（経営開始資金）

年　　月　～　　年　　月

３　農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間

年　　月　～　　年　　月

４　その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	□ 加入している又は加入予定（　　月） □ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	□ 給付等を受けている □ 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和４年度補正初期投資促進事業又は初期投資促進事業等による補助金の交付	□ 交付を受けている又は受けたことがある □ 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得 ※「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。 「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。	万円

前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 （超える場合のみ記入）	
	※本欄は浜松市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無） 【所見】

５　保証人

住　所	
氏　名	
住　所	
氏　名	

※保証人を立てる場合には記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てなければならない。

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市経営開始資金交付要綱第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市経営開始資金補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
・暴力団員等と密接な関係を有する者
・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

添付書類

1　経営開始資金の給付要件チェックリスト（別添１）
2　青年等就農計画認定書又は青年等就農計画変更認定書の写し
3　青年等就農計画認定申請書類又は青年等就農計画変更申請書類の写し
4　通帳及び帳簿の写し（農産物等の売上げや経費の支出が分かるもの）
5　農地の貸借契約書（利用権設定通知書など）又は登記事項証明書の写し
6　農業機械・施設の領収書又は貸借契約書（任意様式）の写し
7　農地及び主要農業機械・施設の一覧
8　身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど）
9　園芸施設共済等の加入を証する書類（保険証等）の写し（加入している場合）
10　離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
11　前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
12　経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票の写しなど））
13　夫婦で共同申請する場合、家族経営協定書の写し
14　認定新規就農者の認定を受けた法人の共同経営者として共同申請する場合は、法人の登記事項証明書及び定款の写し
15　上記のほか市長が必要があると認める書類

別添1（第5条関係）

経営開始資金の給付要件チェックリスト

氏　名

該当の有無をチェック欄に「〇」、「×」で記入してください。※該当しない場合は「－」で記入してください。

給付要件			チェック内容	チェック欄 申請者	チェック欄 市
1 【年齢・経営意欲】					
	1-1	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者	・項目2に記載される独立・自営就農の5つの要件が全て満たされた時点の年齢を確認		
	1-2	次世代の農業者になる強い意欲を有している	・面接等により本人に確認		
2 【独立・自営就農】					
	2-1	本人名義で、農地の所有権又は利用権を有している	・登記事項証明書、登記簿謄本、農地基本台帳、固定資産課税台帳、農地利用権設定等で確認		
	2-2	本人名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている	・農業機械・施設の売買・賃貸の契約書、領収書、固定資産課税台帳等で確認		
	2-3	本人名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引をしている	・農産物出荷伝票や生産資材を購入した時の納品書、請求書、領収書等により確認		
	2-4	本人名義の通帳及び帳簿で、農産物等の売上げ、経費支出などの経営収支を管理している	・通帳及び帳簿で確認		
	2-5	自らが農業経営の主宰権を有している	・本人自らの判断により経営を営んでいるか		
3 【経営の全部、一部継承】					
該当する場合	3-1	継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始している（ただし法人を継承する場合は一戸一法人に限る）	・従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））等で確認		
該当する場合	3-2	給付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負うと市長が認める	・国作成 事務手続き手引き(R7.3)2交付要件確認方法(2)経営開始資金及び経営開始型No.24を参照 ・新技術の導入や経営の複合化　・新たな販路の開拓や直売、輸出等　・農産物加工・観光農園や農家レストラン等　※「経営リスク等確認シート」により、経営の改善・発展に向けた取組が新規参入者と同等の経営リスクを負っているか		
4 【青年等就農計画】					
	4-1	農業経営開始後5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む）で生計が成り立つ計画である	・計画の目標が生計の成り立つ所得となっていることを確認 （既就農者は実績と計画を併記）	－	
	4-2	計画達成が実現可能と見込まれる	・計画の内容と、本人の技術力、経営力、資金力等を勘案し、現実的で達成可能な計画となっているかを確認	－	
5 【目標地図への位置付け又は農地中間管理機構から農地を借り受け】					
	5-1	地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けている	・目標地図における担い手アンケート調査提出状況の確認 ・機構から農地借り受けの場合、農地基本台帳、又は農地の貸借の契約書等の写しにより確認	－	
6 【国の他の給付金の不受給】					
	6-1	原則、生活費確保を目的とした国の他の事業の給付(生活保護、失業手当等)を受けていない	・本人の申請書、面談等で確認		
	6-2	雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。また経営発展支援事業もしくは初期投資促進事業における補助対象上限額の補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	・過去に雇用主として農の雇用事業の助成を受けたことが無いことを、本人の申請書、面談等で確認、 ・給付金受給者データベース登録・変更時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて事業実施主体（県農業会議）へ問い合わせ		
7 【園芸施設共済等への加入】					
	7-1	園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済等に加入している、又は加入することが確実である。	・園芸施設共済等の加入を証する書類（保険証）等で確認 ・本人の申請書、面談等で確認		
8 【暴力団排除】					
	8-1	浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でない	・暴力団排除に関する誓約書により確認		
9 【経営開始時期】					
	9-1	令和4年4月以降に農業経営を開始している	・客観的に証明するもので確認し、農地の取得時期、主要な資産の取得時期、本人名義の取引開始時期のうち、最も早い時期を経営開始時期とする。 （農地の契約、青色申告届、機械の領収証、販売実績のある通帳など） ・国作成 事務手続き手引き2交付要件確認方法(2)経営開始資金及び経営開始型No.16　を参照		
10 【夫婦で農業経営】 ※夫婦で次の要件を満たす場合は、夫婦あわせて225万円を支給					
該当する場合	10-1	家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されている	・申請時に既に協定が締結されていること ・夫婦が共同で経営計画、役割分担を決めること ・夫婦が相互に責任ある経営を共同で行っていること ・当該農業経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること		
該当する場合	10-2	主要な経営資産を夫婦で共に所有している	農業機械、設備などの経営資産に夫婦それぞれの名義のものがあるか		
該当する場合	10-3	夫婦共に、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けている	項目5-1に同じ	－	
11 【複数の青年就農者が農業法人を設立、共同経営】 ※次の要件を満たす場合は、それぞれ150万円を支給					
該当する場合	11-1	農業法人の役員である 対象者の全員が青年(18歳以上50歳未満)の新規就農者及び経営継承者である	・法人の履歴事項全部証明書、役員名簿等で確認 ・経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又は経営開始資金の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。		
該当する場合	11-2	農業法人とその青年就農者それぞれが地域計画のうち目標地図に位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受ける	項目5-1に同じ	－	
12 【前年の世帯所得の制限】					
該当する場合	12-1	経営開始後の前年の世帯所得が原則600万円以下である	世帯所得には農業所得以外の農外所得（年金、給与、不動産、利子、雑所得など）を含み、被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。 （前年度の所得証明書で確認、ただし所得証明書だけでは世帯所得が確認できない場合には源泉徴収票、確定申告書等で確認）		
13 【地域農業への協力の意思確認】					
該当する場合	13-1	就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること	・面接等により本人に確認		

経営農地一覧表

番号	所在地	現況地目	面積（㎡）	耕作名義	権原の種類	契約期間	経営作目	備考
1						～		
2						～		
3						～		
4						～		
5						～		
6						～		
7						～		
8						～		
9						～		
10						～		
11						～		
12						～		
13						～		
14						～		
15						～		
16						～		
17						～		
18						～		
19						～		
20	※利用権設定の通知書等の写しを添付					～		

所有・借受農業機械・施設一覧

番号	農業機械・施設名	規格	数量	権原の種類	購入・借受価格（円）	返済残期間	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21	※契約書、領収書等購入内容・時期・金額がわかる書類を添付すること						
22	※申告時、減価償却する施設、機械を掲載						